

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月12日
【会社名】	Jトラスト株式会社
【英訳名】	J Trust Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤澤 信義
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒田 一紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒田 一紀
【縦覧に供する場所】	Jトラスト株式会社 大阪支店 (大阪市中央区北浜四丁目4番12号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) (注1)平成25年6月24日付で大阪支店は下記に移転する予定である。 大阪市都島区東野田二丁目8番8号 (注2)株式会社大阪証券取引所は、平成25年7月16日付で株式会社東京 証券取引所と現物市場を統合する予定である。

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、本邦以外の地域において募集（以下「海外募集」という。）する新株予約権の発行を決議し、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しているが、会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により当社株主に割り当てられる新株予約権（以下、本邦以外の地域に居住する株主（以下「外国居住株主」という。）に割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といい、本邦に居住する株主に対して割り当てられる新株予約権と併せて「本全新株予約権」と総称する。）の総数（発行数）及び外国居住株主に対し割り当てられる本新株予約権の総数が確定したので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものである。

## 2【訂正事項】

訂正箇所は\_\_罫で示してある。

### ロ．本新株予約権に関する事項

（ ）発行数

（訂正前）

3,871,572個

平成25年3月末日現在の外国居住株主の数を基準として算出した見込数である。

-

（訂正後）

7,570,443個

### ハ．提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（訂正前）

（ ）本新株予約権の新規発行による手取金の総額

(1) 払込金額の総額 6,968,829,600円

(2) 発行諸費用の概算額 70,784,568円

(3) 差引手取概算額 6,898,045,032円

（注）1．上記払込金額の総額は、本全新株予約権の行使時の払込金額にてすべての本全新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額（113,069,318,400円）に、平成25年3月末日現在の外国居住株主の数の当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合（以下「本新株予約権割合」という。）を乗じた額を基準として算出した見込額である。

2．発行諸費用の概算額は、本全新株予約権に係る発行諸費用（各口座管理機関への事務手数料、565,346,592円、登記費用395,892,614円、フィナンシャルアドバイザーへの業務委託報酬20,000,000円、その他諸費用（日本法及び米国の各弁護士報酬、信託報酬、及び広告費等）167,241,002円を含み、消費税等は含んでいない。）に本新株予約権割合を乗じた額を基準として算出した見込額である。

3．本全新株予約権の行使期間内に本全新株予約権の一部又は全部の行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

（ ）本新株予約権の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の無償割当てによる資金調達額については、本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の行使状況により変動する。以下は、本新株予約権がすべて行使されたと仮定した場合における手取金（上記（i）記載の差引手取金概算額）の用途を記載している。

上記（i）記載の差引手取金概算額6,898,045,032円については、本邦に居住する株主に対して発行される新株予約権に係る差引手取金概算額105,022,793,160円とあわせ、当社は、最大1,094億円を、平成25年8月から平成29年3月までの間に、国内外での債権買取り及びM&A等に充当する予定である。また、当社は、上記差引手取金概算額のうち、最大で25億円程度を平成25年8月から平成29年3月までの間に、親愛貯蓄銀行株式会社（以下「親愛貯蓄銀行」という。）に出資することを予定している。当該出資金については、親愛貯蓄銀行において、平成25年8月から平成29年3月までの間に、主として新規貸付け又は債権買取りに利用する予定である。なお、当社は、当社グループの株式会社整理回収機構（以下「RCC」という。）に対する債務（以下「RCC債務」と総称する。）の解消について、RCCと合意に至る場合には、平成25年8月以降に、RCC債務（本臨時報告書提出日現在の残高：約225億円、残存期間：6年超、金利：4%（年率）固定）の繰上弁済（最大で現在の残高である225億円）に充当する可能性がある。なお、本新株予約権無償割当てによる資金調達額により買収に係る資金を一切調達できない場合には、買収案件を適時に実行できないか、手元資金又は有利子負債など他の資金調達手段を利用する可能性がある。

(訂正後)

( ) 本新株予約権の新規発行による手取金の総額

- (1) 払込金額の総額 13,626,797,400円
- (2) 発行諸費用の概算額 140,240,418円
- (3) 差引手取概算額 13,486,556,982円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本全新株予約権の行使時の払込金額にてすべての本全新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額(113,581,173,600円)に、株主確定日(平成25年5月30日)における外国居住株主の数の当社の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合(以下「本新株予約権割合」という。)を乗じた額を基準として算出した見込額である。

2. 発行諸費用の概算額は、本全新株予約権に係る発行諸費用(各口座管理機関への事務手数料、568,415,868円、登記費用397,684,107円、フィナンシャルアドバイザーへの業務委託報酬20,000,000円、その他諸費用(日本法及び米国法の各弁護士報酬、信託報酬、及び広告費等)182,822,616円を含み、消費税等は含んでいない。)に本新株予約権割合を乗じた額を基準として算出した見込額である。

3. 本全新株予約権の行使期間内に本全新株予約権の一部又は全部の行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

( ) 本新株予約権の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の無償割当てによる資金調達額については、本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の行使状況により変動する。以下は、本新株予約権がすべて行使されたと仮定した場合における手取金(上記(i)記載の差引手取金概算額)の使途を記載している。

上記(i)記載の差引手取金概算額13,486,556,982円については、本邦に居住する株主に対して発行される新株予約権に係る差引手取金概算額98,925,694,027円とあわせ、当社は、最大1,099億円を、平成25年8月から平成29年3月までの間に、国内外での債権買取り及びM&A等に充当する予定である。また、当社は、上記差引手取金概算額のうち、最大で25億円程度を平成25年8月から平成29年3月までの間に、親愛貯蓄銀行株式会社(以下「親愛貯蓄銀行」という。)に出資することを予定している。当該出資金については、親愛貯蓄銀行において、平成25年8月から平成29年3月までの間に、主として新規貸付け又は債権買取りに利用する予定である。なお、当社は、当社グループの株式会社整理回収機構(以下「RCC」という。)に対する債務(以下「RCC債務」と総称する。)の解消について、RCCと合意に至る場合には、平成25年8月以降に、RCC債務(平成25年5月14日現在の残高:約225億円、残存期間:6年超、金利:4%(年率)固定)の繰上弁済(最大で現在の残高である225億円)に充当する可能性がある。なお、本新株予約権無償割当てによる資金調達額により買収に係る資金を一切調達できない場合には、買収案件を適時に実行できないか、手元資金又は有利子負債など他の資金調達手段を利用する可能性がある。

以上